

建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領

平成27年4月8日
契管第0408005号

改正 平成28年8月30日契管第0830001号

第1 趣旨

この要領は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第20条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第12条及び第13条の趣旨を踏まえ、宇佐市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額内訳書の提出及び審査等について、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

市発注工事に係る一般競争入札（要件設定型一般競争入札を含む。）及び指名競争入札の入札参加者は、入札書の提出と同時に入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

第3 提出方法

内訳書の提出方法については、宇佐市電子入札運用基準（平成19年6月8日契約第0608006号）の規定による。

第4 内訳書の記載内容

1 （土木関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等に記載された費目、工種、種別、細目、規格、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額を記入し、工事名称、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名を明記するものとする。

（注）土木関係工事とは、主に1の2（注）に記載した建築関係工事及び1の3（注）の上水道関係工事以外の工事をいう。

1の2（建築関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等のうち、種目別内訳書及び科目別内訳書に記載された各項目及び各項目に対応する入札額の根拠とした金額を記入し、工事名称、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名を明記するものとする。

（注）建築関係工事とは主に建築工事及び建築物の敷地に付帯する工事（建築設備工事、外構工事、造園工事、さく井工事等）をいう。

1の3（上水道関係工事）

閲覧設計図書に示す「見積参考資料」等に記載された費目、工種、種別、細目、規格、数量及び単位並びに各項目に対応する入札額の根拠とした単価及び金額を記入し、工事名称、入札参加者の商号又は名称、代表者氏名を明記するものとする。ただし、第4 内訳書の記載内容 2 発注者が提供した内訳書において材料費は、路線毎もしくは管種・管径毎にて1式当りで計上することができる。

（注）上水道関係工事とは、主に宇佐市水道事業者が発注する工事をいう。

2 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）の際に内訳書の様式を発注者が提供した場合については、原則としてその様式を使用するものとする。なお、上記1又は1の2及び1の3に掲げる記載内容を満たしていれば、任意の様式でも差し支えないものとする。

第5 入札参加への周知

発注者は、内訳書の提出等について、入札公告等に記載することにより周知するものとする。

第6 内訳書の審査方法

1 審査は、開札後に落札候補者が提出した内訳書により行う。ただし、予定価格が1億5千万円以上については、全者審査を行う。

2 内訳書の審査にあたり、追加資料の提出は求めない。ただし、発注者が必要と認めた場合には、当落札候補者に説明を求めることができる。

第7 審査基準

落札候補者の内訳書が次の各号に該当する場合は、宇佐市契約事務規則（平成17年3月31日規則第34号）第35条第10号に該当するものとして、当該落札候補者の入札を無効とし、書面により、その旨を通知する。

（1） 内訳書が未提出の場合

（2） 提出された内訳書に記載がない又は、工事名称、入札参加者の商号、名称、代表者氏名の記載がない、ならびに記載の誤りがあるもの。

（3） 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格（税抜き）欄に記載された金額が一致しない場合

（4） 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計欄に記載された金額の合計と内訳書の工事価格（税抜き）欄に記載された金額が一致しない場合

（5） 値引き、減額等の項目が計上されている場合（スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く。）

（6） その他重大な不備がある場合

（注）別添【記載例】参照

第8 提出された内訳書の取扱い

1 入札書提出期限後における内訳書の差替、追加は認めないものとする。

2 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて保管する。

3 発注者は、必要に応じて、提出された内訳書を公正取引委員会等へ提出することがある。

第9 その他

入札談合に関する情報があった場合の内訳書の取扱いについては、「宇佐市談合情報対応マニュアル」によるものとし、第6の規定に関わらず、追加資料の提出を求める場合がある。

附則

この要領は、平成27年4月8日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

附則

この要領は、平成27年5月20日から施行する。

附則（平成28年8月30日契管第0830001号）

この要領は、平成28年10月1日から施行し、同日以後の入札公告から適用する。